

危 険 物 審 査 基 準

制 定 平成30年4月1日

衣浦東部広域連合消防局

改正経過

制 定	平成 3 0 年 4 月 1 日施行
一部改正	平成 3 1 年 4 月 1 日施行
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日施行
一部改正	令和 4 年 1 月 1 日施行
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日施行
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日施行

目 次

第 1	仮貯蔵又は仮取扱いの承認	P 1
第 2	製造所等の設置又は変更の許可等	P 6
第 3	仮使用の承認	P 2 5
第 4	危険物施設間の区分例	P 3 1
第 5	危険物の許可数量等の算定	P 3 8
第 6	保安距離の短縮	P 4 5
第 7	製造所	P 5 2
第 8	一般取扱所	P 8 9
第 9	屋内貯蔵所	P 1 1 1
第 1 0	屋外タンク貯蔵所	P 1 1 9
第 1 1	屋内タンク貯蔵所	P 1 3 5
第 1 2	地下タンク貯蔵所	P 1 4 0
第 1 3	簡易タンク貯蔵所	P 1 8 2
第 1 4	移動タンク貯蔵所	P 1 8 5
第 1 5	屋外貯蔵所	P 1 9 0
第 1 6	屋外給油取扱所	P 1 9 5
第 1 7	屋内給油取扱所	P 2 3 2
第 1 8	船舶給油取扱所	P 2 4 9
第 1 9	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	P 2 5 2
第 2 0	販売取扱所	P 2 5 8
第 2 1	換気設備等	P 2 6 2
第 2 2	電気設備	P 2 7 0
第 2 3	避雷設備	P 3 0 0
第 2 4	消火設備	P 3 0 1
第 2 5	警報設備	P 3 2 9
第 2 6	避難設備	P 3 3 2
第 2 7	予防規程	P 3 3 3
第 2 8	製造所等において行われる変更工事に係る資料提出等の取扱い	P 3 4 4

凡 例

本基準に使用した法令名等の略称は、次のとおりである。

- 「法」 消防法(昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号)
- 「政令」 消防法施行令(昭和 3 6 年政令第 3 7 号)
- 「施行規則」 消防法施行規則(昭和 3 6 年自治省第 6 号)
- 「危政令」 危険物の規制に関する政令(昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号)
- 「危規則」 危険物の規制に関する規則(昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号)
- 「危告示」 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和 4 9 年自治省告示第 9 9 号)
- 「石災法」 石油コンビナート等災害防止法 (昭和 5 0 年法律第 8 4 号)
- 「高压法」 高压ガス保安法 (昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号)
- 「一般則」 一般高压ガス保安規則 (昭和 4 1 年通商産業省令第 5 3 号)
- 「液石法」 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号)
- 「液石則」 液化石油ガス保安規則 (昭和 4 1 年通商産業省令第 5 2 号)
- 「建基法」 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)
- 「建基令」 建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)
- 「建基則」 建築基準法施行規則(昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号)
- 「条例」 衣浦東部広域連合火災予防条例(平成 1 5 年条例第 2 5 号)
- 「危則」 衣浦東部広域連合危険物規制規則(平成 1 5 年規則第 3 0 号)
- 「通知」 総務省消防庁通知・通達等
- 「質疑」 総務省消防庁質疑回答

この審査基準の条項末尾の記号は、次に掲げるとおりとする。

☆：危政令第 2 3 条の特例願いが必要となるため、別途協議を要する。

◆：衣浦東部広域連合消防局の指導によるもの

本基準に使用した用語等の定義は、次のとおりである。

あ

移動タンク指針 「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（昭和48年3月12日消防予第45号通知）及び別紙「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」

移動タンク貯蔵所等 移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両

一方開放型上階付き屋内給油取扱所 危政令第17条第2項第9号ただし書に該当する屋内給油取扱所のうち上部に上階を有するもの

イ、ロ、ハの保安対象物 危政令第9条第1項第1号イからハまでに掲げる建築物又は工作物

屋内消火栓箱 屋内消火栓の開閉弁及び放水用器具を格納する箱

屋外消火栓箱 放水用器具を格納する箱

S S 二重殻タンク 鋼製の地下貯蔵タンクに鋼板を間げきを有するように取り付け、かつ、危険物の漏れを常時検知することができる設備を設けたタンク

S F 二重殻タンク 鋼製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク

F F 二重殻タンク 強化プラスチック製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク

か

火気設備等 条例第2章を適用する設備

可燃性蒸気等 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉

火薬類該当危険物 危規則第72条第1項に規定する危険物

仮貯蔵等 法第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱い

管理区域 ベーパーバリアの高さより上方の固定給油設備等周辺600ミリメートルの範囲は、安全を確保するための措置を講ずる必要がある区域

危険範囲 可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれのある範囲

技術上の基準 法第10条第4項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準

給油空地等 給油空地及び注油空地

給油等の作業場 危規則第25条の4第1項第1号に規定する給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場

許可数量等 危険物の最大数量及び倍数

クラッシャラン JIS A 5001「道路用碎石」に示されるクラッシャランで呼び名がC-30又はC-20のもの

計装機器等 危険物の取扱いを計測又は制御するための機器

携帯型電子機器 タブレット端末等の携帯型の電子機器

高压法の規定 圧縮天然ガススタンドにあっては一般則第7条中の当該設備に係る規定、圧縮水素スタンドにあっては一般則第7条の3中の当該設備に係る規定、液化石油ガススタンドにあっては液石則第8条中の当該設備に係る規定

高引火点危険物 引火点が100度以上の第4類の危険物

交換タンクコンテナ 設置者が、積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナ

固定給油設備等 固定給油設備及び固定注油設備

さ

湿式 配管内に常に充水してあるもので、加圧送水装置の起動によって直ちに放水できる方式

自動閉鎖装置 防火設備又は不燃材料で造った戸で消火剤が放射される直前に開口部を自動的に閉鎖する装置

収容設備 危規則第25条の10第2号に規定する漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備

洗車作業場 危規則第25条の4第1項第4号に規定する自動車等の洗浄を行う作業場

始動表示灯 加圧送水装置の始動を明示する表示灯

充填設備 危険物を車両に固定されたタンクに注入する設備

受雷部システム 外部雷保護システムのうち、雷撃を受けるための部分

消火設備等指針 「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」(平成元年3月22日消防危第24号) 及び別紙「消火設

備及び警報設備に関する指針」

水圧試験 最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間以上行うもの（水以外の適当な液体を張って行う試験を含む。）

スペーサー 間隔保持材

製造所等 製造所、貯蔵所又は取扱所

整備作業場 危規則第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備を行う作業場

設置許可 法第11条第1項前段に定める設置に係る許可

切削装置等を設置する一般取扱所 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）

洗浄作業の一般取扱所 専ら洗浄のために危険物（引火点が40度以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所

た

耐火構造 危政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造

他用途部分 給油取扱所の用に供する部分以外の部分

タンク等 タンク、塔槽類、危険物取扱設備等

単独荷卸し 危険物取扱者の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸しを行うこと

蓄電池設備を設置する一般取扱所 危険物（第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

貯水槽等 貯水槽、加圧送水装置、予備動力源、配管等

詰替設備 危険物を容器に詰め替えるための設備

天井 天井がない場合にあっては、上階の床又ははり及び屋根

店舗等 危規則第25条の4第1項第2号に規定する店舗、飲食店又は展示場

電気機械器具 電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤等電気を通ずる機械、器具その他の設備のうち配線及び移動電線以外のもの

特定防火設備 危政令第9条第1項第7号に規定する特定防火設備

な

内部雷保護システム 被保護物内において雷の電磁的影響を低減させるため、外部雷保護システムに追加するすべての措置（等電位ボンディング及び安全離隔距離の確保を含む。）

難燃材料 建基令第1条第6号に規定する難燃材料

20号タンク 危政令第9条第1項第20号に定める危険物を取り扱うタンク

熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所 危険物以外の物を加熱するための危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

は

配置図 建築物その他の工作物と周囲の保安対象物件の状況が示された図面及び保有空地の範囲が示された図面

廃油タンク等 廃油タンク及び給油ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク

発電所等 発電所、変電所及び開閉所その他これらに準ずる場所

発泡材 タンク外面の形状に成形された発泡材で耐油性としたもの

ひさし等 危規則第25条の10第3号に規定する屋根又はひさし

非対象設備 危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う設備

避難空地 危規則第25条の8に規定する空地

ヒューム管 鉄筋コンクリート管

避雷設備 危規則第13条の2の2に規定する基準に適合するもの

吹付塗装作業等の一般取扱所 専ら塗装、印刷又は塗布のために危険物（第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所

不燃材料 危政令第9条第1項第1号に規定する不燃材料

部分規制の一般取扱所 危政令第19条第2項に規定する一般取扱所であって建築物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制するもの

フロー図 工程の概要を示す図

変更許可 法第11条第1項後段に定める設置に係る許可

保安距離 危政令第9条第1項第1号イからへまでに掲げる建築物等との間に保たなければならない距離

保安対象物 危政令第 9 条第 1 項第 1 号イからへに規定する建築物等

保護レベル 雷保護システムを効率に応じて分類する用語

保有空地 危険物を取り扱う建築物その他の工作物の周囲に確保すべき空地

本店事務所等 危規則第 25 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所

ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所 危険物（引火点が 40 度以上の第四類の危険物に限る。）を消費するボイラー、バーナーその他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

防火設備 危政令第 9 条第 1 項第 7 号に規定する防火設備

防火塀 危政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する塀又は壁

防護区画 危規則第 32 条の 7 第 1 号の区画された部分

防護空間 危規則第 32 条の 7 第 2 号の直接放射するため、防護対象物のすべての部分から 0.6 メートル離れた部分によって囲まれた空間の部分

ポンプ室 ポンプ及びこれに附属する電動機のための建築物その他の工作物

ポンプ室等 危政令第 17 条第 1 項第 20 号に規定するポンプ室その他危険物を取り扱う室

ポンプ設備等 ポンプ設備、注入口及び払出口

ま

水張試験 水又は水以外の適当な液体を張って行う試験

水張試験等 水張試験及び水圧試験

や

焼入れ作業等の一般取扱所 専ら焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が 70 度以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所

油圧装置等を設置する一般取扱所 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱うものに限る。）

ら

漏えい局限化設備 危規則第 25 条の 10 第 2 号に規定する危険物の漏えい範囲を 15 平方メートル以下に局限化するための設備

漏えい検知設備 危険物規則第 24 条 2 の 2 第 2 項に規定する鋼板と地下貯蔵タンクの間げき内に満たされた鋼板の腐食を防止する措置を講じた液体の漏れを検知することができる設備

6 号碎石等 J I S A 5 0 0 1 「道路用碎石」に示される単粒度碎石で呼び名が S-13 (6 号) 又は 3 から 20 ミリメートルの碎石 (砂利を含む。)